

虐待防止指針

当事業所における虐待防止のための指針を、次の通りに定める。

1. 当事業所における虐待防止に関する考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。当事業所は高齢者虐待法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利・利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為は行わない。

- (1)身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、また生じる恐れのある暴行を加えること。又、正当な理由なく利用者の身体拘束をすること。
- (2)性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること。又利用者にわいせつな行為をさせること
- (3)心理的虐待:利用者に対する著しい暴言、著しい拒否的反応、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4)放棄・放置:利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (5)経済的虐待:利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に残存利益を得る事

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1)事業所内に虐待防止検討委員会(以下「委員会」という)を設置すること。
- (2)委員会は年1回の定期開催(以下「定期委員会」と)と虐待被疑事案が発生した場合の適宜開催(以下適宜委員会)の二種類とする。
- (3)定期委員会は主に次の事項について検討すること
 - イ 虐待の防止のための指針の整備に関する事
 - ロ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
 - ハ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
 - ニ 職員が虐待等を把握した場合、行政機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
 - ホ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - ヘ 再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関する事
- (4)適宜開催は主に次の事項について検討すること
 - イ 問題とされる事実の確認
 - ロ 問題とされる事実の評価(虐待認定)
 - ハ 虐待認定した場合の地域包括への通報
 - ニ 虐待認定しない場合の組織的対応の検討
 - ホ 職員が虐待した場合の防塵に対する処遇(懲戒免職等)に関する人事部との連携
 - ヘ 職員が虐待した場合の被虐待者への謝罪や法的責任の履行に関する検討
 - ト 職員が虐待した場合の関係者への謝罪や対外的な事実好評に関する検討
 - チ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - リ 前号の再発防止策を講じた際にその効果についての評価に関する事
- (5)委員会で競技し決定した事項は事業所従業員全員に周知すること

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1)虐待防止のための職員研修を原則年1回とする

(2)研修内容については、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。

(3)研修の実施内容については研修資料、出席者等を記録し保存する

4 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1)職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告する

(2)虐待防止責任者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないように注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認する

(3)事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には本人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じる

(4)上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政機関の担当窓口へ報告する

(5)事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案が発生した原因を臆駭し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(6)虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を行政機関に報告する。

5 虐待発生時の対応に関する基本指針

虐待等が発生した場合には、速やかに行政機関に報告するとともにその要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、行政機関、及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じて適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

7 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族が自由に閲覧できるように、事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

8 その他虐待防止の推進のために必要な事項

「虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等に参画し利用者の権利擁護をサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和5年1月10日より施行する

医療法人社団 泉樹会 訪問看護・リハビリステーション だるま

虐待防止検討委員会

委員会の構成委員は3名とする。

委員長は管理者が行う。

副委員長は主任が行う。

あと1名はスタッフが施行する。1年任期とする。再任可能。